

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 山梨県における緊急事態措置（追加）

本県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言を受け、令和 2 年 4 月 19 日に山梨県における緊急事態措置を実施したが、全国状況をみると都市部からの人の移動が地方のクラスターの形成につながる例があとを絶たないことから、県民だけでなく、県外からの帰省や旅行、不要不急の県域を越えた移動を抑制することが、本県のまん延防止のために必要不可欠となる。

また、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議でとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（2020 年 4 月 22 日）」を踏まえて、新たな措置を追加する必要がある。

以上を踏まえ、これらの感染防止対策を加え、次のとおり、山梨県における緊急事態措置の追加を行う。

令和 2 年 4 月 24 日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 1 実施区域 山梨県全域
- 2 実施期間 令和 2 年 4 月 25 日（土）から令和 2 年 5 月 6 日（水）まで
- 3 措置内容 新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の要請を実施

※下線部が追加した要請内容となる。

（1）県民向け

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 45 条第 1 項に基づき、医療機関への通院、食料等生活必需品の買い出し又は職場への通勤などの生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないことを要請する。ただし、散歩、ジョギングやウォーキングなど人との接触のない屋外でのスポーツ、農作業など人混みを避けた屋外での作業は制限しない。
- ・ 大型連休期間を含め、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動を自粛することを要請する。
- ・ また、県外者に対しても、大型連休期間中は日帰り・宿泊を問わず、観光・レジャーや不要不急の帰省などのために、本県へ来訪しないよう要請する。やむを得ない

事情で来訪する場合であっても、特措法第 24 条第 9 項に基づき、山梨県民と同様、原則として外出しないよう強く要請する。

(2) 事業者向け

- ・ 特措法第 24 条第 9 項に基づき、県内に所在する対象施設（別紙 1 対象施設一覧①）の管理者及びイベントの主催者に対し、施設の使用停止又は催物の開催停止を要請する。
- ・ 全ての施設・事業所等において、参考に記載されている適切な感染防止対策を講じるとともに、人との接触の機会を削減するための配慮や工夫を講じることを要請する。
- ・ その他適切な感染防止対策の徹底を要請する施設（別紙 1 対象施設一覧②）の管理者に対しては、特に徹底が必要な内容も併せて要請する。

別紙1 対象施設一覧

① 特措法による休業等の協力要請を行う施設

施設の種類	内訳	要請内容
劇場等	劇場、映画館、プラネタリウム 等	施設の使用停止 及び催物の開催 の停止要請
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室 等	
大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
運動施設（屋内）	フィットネスクラブ、体育館、武道場 等 ※ 屋外施設は対象外とする。	
遊技施設	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク 等	
博物館等	博物館、美術館、図書館 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	
学習塾等	学習塾、英会話教室、音楽教室 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	

別紙1 対象施設一覧

② その他適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類	内訳	参考「適切な感染防止対策」に加えて特に要請を行う内容等
医療施設	病院、診療所、薬局 等	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ 等	<ul style="list-style-type: none"> ・家にいることが可能な保護者等に登園や利用の自粛を要請 ・必要な保育等を確保した上で、消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請
	高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するサービスを提供する全ての施設 等	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット、ショッピングモールにおける生活必需物資売場 等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保等を要請 ・消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請 ・レジ等での対面接客時における距離の確保やパーティション設置等を要請
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の入場制限、座席の間隔を空ける工夫等を要請
住宅・宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿、別荘、サービス付き高齢者向け住宅 等	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請 ・利用者の不要不急の外出自粛の呼びかけを要請
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、物流サービス（宅配等） 等	<ul style="list-style-type: none"> ・換気の徹底等を要請
工場等	工場、作業場 等	<ul style="list-style-type: none"> ・換気の徹底、作業者間の距離の確保等を要請
金融機関等・官公署等	銀行、証券会社、保険、官公署、事務所 等	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの一層の推進等を要請

施設の種類	内訳	参考「適切な感染防止対策」に加えて特に要請を行う内容等
入浴施設	銭湯、 <u>温泉施設</u> 等	・利用者の入場制限、消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請
葬儀施設	葬儀場、火葬場	・利用者の入場制限、利用者間の距離の確保等を要請
運動施設 (屋外)	陸上競技場、球技場、 <u>ゴルフ場</u> 等	・利用者の入場制限、利用者間の距離の確保等を要請 ・ <u>施設のうち屋内部分については、使用停止等の感染防止対策の徹底を要請</u>
観光施設等	キャンプ場、登山道、山小屋、 <u>観光施設及びこれに付随する物産販売店や駐車場、観光果実園</u> 等	・利用者の入場制限、 <u>行列を作らないための工夫や利用者間の距離の確保等を要請</u> ・ <u>消毒液の設置、施設内の消毒、換気の徹底等を要請</u>
文化施設等	天然記念物、有形文化財、史跡、無形民俗文化財 等	・利用者の入場制限、利用者間の距離の確保等を要請
その他	メディア、質屋、獣医、理美容、ランドリー 等	・換気の徹底、利用者間の距離の確保等を要請

参考 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約 2m 間隔の確保）
	<ul style="list-style-type: none"> ・換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	<ul style="list-style-type: none"> ・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	<ul style="list-style-type: none"> ・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限